破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３９号
函館市上湯川町21番３―206号　道営住宅
債務者　佐野　恒正
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４０号
函館市上湯川町21番３―206号　道営住宅
債務者　曽根　榮子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７９７号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目８番１―502号
債務者　雨宮　美香
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１７号
埼玉県川口市弥平１丁目１番３号　イフェクト303号
債務者　見月　淳哉
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８３５号
さいたま市北区東大成町２丁目414番地　田口ハイツ107
債務者　平井　理恵
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９４号
埼玉県朝霞市岡１丁目13番23号　コーポアイリス202号室
債務者　金子　秀司
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
岩手県奥州市前沢区字狐石27番地１、旧住所岩手県一関市真柴字中田41番地155　市営中田アパート１―105
債務者　工藤　清司（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３３０号
埼玉県越谷市大字下間久里424番地１　ラミアールＴ弐番館201
債務者　川口咲八香（旧姓田村・大井）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
静岡県富士市森島248番地　コーポ上田101号
債務者　海老沢洋一
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２６２号
愛知県一宮市浅井町尾関字同者19番地
債務者　武馬　友行
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４０号
福岡県大川市大字酒見1670番地２
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
北海道名寄市字緑丘６番地１　緑丘第１団地535号
債務者　杉澤　　愛（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第１３０号
群馬県高崎市岩鼻町340番地13　グリーンハイツ高崎202号
債務者　石井眞由美
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１６７号
相模原市南区相模大野９丁目20番42号　パナ青木203
債務者　佐達　　薫
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２９号
神奈川県座間市東原３丁目６番11号　サンフラワーハイツ101号
債務者　高島　　登
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２５３号
相模原市南区上鶴間本町８丁目３番11号　コーポ美咲203
債務者　杉崎　一宏
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２５６号
相模原市中央区千代田３丁目１番８号　メイプル千代田202号室
債務者　綿貫あゆみ
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部